

那こ政策第 86 号
令和 2 年 7 月 22 日

各放課後児童クラブ代表者 様

那覇市こども政策課長

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（要請）

平素より、本市における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨日、マスコミ等により市内在住の小学生が、新型コロナウイルスに感染したとの報道がありました。

感染者や濃厚接触者が小学校や校区内の児童クラブ内に生じた場合等の対応における本市の見解については、「小学校の臨時休業に関連しての児童クラブの対応について Q&A（別添 1 参照）」により行ってきたところではありますが、一部追加の見解も加え、あらためて下記のとおりお知らせします。

各放課後児童クラブにおきましては、下記事項をご確認の上、運営等していただくよう要請いたします。

なお、新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化していることから、状況が変わりましたら、改めてアナウンスします。

記

- 1 小学校の児童に感染者が出た場合等で学校臨時休業になった場合、その小学校区の児童クラブについては特別保育（医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者等や、特別な事情のある保護者の児童に限定した保育）へ移行してください。（令和 2 年 4 月 21 日付け那こ政策第 18-1 号「県の緊急事態宣言を受けての放課後児童クラブの対応について（協力依頼）」）（別添 2 参照）

※学年単位等で行われる一部の臨時休業の場合の対応については、当該事例発生時に改めてお知らせします。

- 2 児童クラブの児童または職員に感染者が出た場合は、速やかにこども政策課へ報告し、次の(1)から(4)の対応をしてください。
- (1) 児童クラブは休所としてください。
 - (2) 感染症対策としての消毒や初期対応については、保健所の指示に従い施設の消毒を行ってください。
 - (3) 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、次のことなどについて情報提供及び要請を行ってください。
 - ①現時点での休所予定期間
 - ②休所中の健康観察とその連絡(症状が出たら保健所とともに放課後児童クラブにも必ず連絡するよう依頼)
 - ③代替事業の紹介(ファミリーサポートセンターやベビーシッター等)
 - ④利用料等の取扱い
 - ⑤今後の連絡先や相談窓口
 - (4) 感染した児童等に対して偏見が生じないように、人権に配慮した対応が必要です。また、休所に際し、児童や保護者に過度の不安を生じさせないために新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。
- 3 児童クラブの児童または職員が保健所等から濃厚接触者に特定された場合は、速やかにこども政策課に報告し、次の(1)(2)の対応をしてください。
- (1) 児童クラブは休所せず、当該児童の保護者や当該職員に対して通所を避ける事を要請・指示をしてください。
 - (2) 通所を避ける期間の基準は感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安とします。ただし、接触度合いにより、対応の内容は変わる場合がありますので、保健所等に相談の上、適切に対応を行ってください。